



法テラス

【利用料無料、電話・オンライン対応可】

「ケース会議 支援制度」のご案内

— 困難事例を抱える福祉のチームに 地域の弁護士も —



法テラス神奈川

0570-078308

平日 9時～17時

1. 制度概要

【例えば 8050問題 年金搾取の事例】



母・80代

費用が足りず
必要な
介護サービス
使えない



息子・50代

無職の息子
母の年金を
搾取



消費者金融等

背後に
息子の
借金問題

福祉の問題

法律问题

- ☐ 法テラスの契約弁護士を
下記2の要件を満たす会議に派遣します。
- ☐ 対面のほか、電話・オンラインによる
ケース会議も対象です。
- ☐ 利用料は無料です。
※電話・オンラインで実施した場合の通信料は各自負担です。
- ☐ 弁護士も福祉の一部です。
福祉の問題に含まれた法律問題を弁護士が適時
に発見・解決することで、困難事例の解決につ
ながることがあります。
- ☐ 本制度は、令和7年度末までの制度です。

2. 支援の要件

①対象機関

県内の福祉関係機関
・自治体
・社会福祉協議会
・地域包括支援セン
ター 等

②申込

下記期間内に
申込受付が必要です。

令和5年3月6日

↓

令和8年2月28日

③対象のケース会議

- ☐ 本人の利益を図る目的で実施する
個別会議であること
※特定個人を離れて地域課題を検討する会議は含みません。
※参加者の人数や本人の同席有無は問いません。
- ☐ 法テラスの実施する他の法律相談援助の
利用によることが適当でないこと

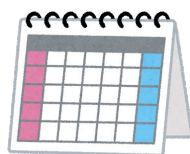
3. ご利用方法

Step1 申込



法テラス神奈川宛に、
お電話でお申込みください。
(0570-078308)

Step2 日程調整



法テラスから担当弁護士を
ご紹介します。

(調整にお時間をいただく場合があります。)

担当弁護士との間で、
ケース会議の日時・場所等を
調整してください。

Step3 ケース会議実施



対面によるケース会議では、
会議実施の確認のため、
所定用紙にご署名をいただきます。